明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府三〇五～三一四）　一
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同三一五～三一八）　二
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同三一九、三二〇）　三
○地域再生計画を認定した件（同三二一～三四九）　三
○地域再生計画の変更を認定した件（同三五〇～三六〇）　六
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を第二種監視化学物質として指定した件（厚生労働・経済産業・環境二一）　七
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき新規化学物質が同項第五号に該当するものである旨の通知をした件（同二二）　八
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第六項の規定に基づき化学物質を第三種監視化学物質として指定した件（経済産業・環境九）　一三

〔公　告〕

裁判所
破産、免責、再生関係　諸事項　一四

特殊法人等
独立行政法人科学技術振興機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、型式住宅部分等製造者の認証、日本年金機構入札関係　吾

地方公共団体
行旅死亡人関係　吾

会社その他
会社決算公告　吾

告示

○内閣府告示第三百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　弘前市

二　構造改革特別区域の名称　弘前ハウスワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　弘前市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横手市

二　構造改革特別区域の名称　発酵に生きる―横手Ｄｅｕｘ　Ｂｒｏｑｕｅ特区

三　構造改革特別区域の範囲　横手市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　郡山市

二　構造改革特別区域の名称　郡山市湖南どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　郡山市の区域の一部（湖南町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　群馬県利根郡川場村

二　構造改革特別区域の名称　田園理想郷・川場村果実酒特区

三　構造改革特別区域の範囲　群馬県利根郡川場村の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第三百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京丹後市

二　構造改革特別区域の名称　どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　京丹後市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○　○　▷